

税務相談室

医療法人が支払う損害賠償金、 交際費について

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

質問

1. 医療法人である当病院の使用人が勤務中、交通事故を起し、通行人を負傷させました（重過失はありません）。
当病院は損害賠償金の内払金として400万円および被害者の見舞のため果物等8万円を支出しました。なお、賠償額ははまだ確定していません。この場合の内払いした損害賠償金は損金となりますか。
2. 個人の開業医については、所得を得るために必要な交際費であれば全額必要経費になり、医療法人の場合には、一定額以上の交際費の支出額については課税されるそうですが、その内容を具体的に説明してください。

回答

1. 故意または重過失でない場合には、法人の支出した損害賠償金は損金となる。
法人の役員または使用人がした行為等によって他人に与えた損害について、法人がその損害賠償金を支出した場合には、次によることとされています。
イ その損害賠償金の対象となった行為等が法人の業務の遂行に関連するものであり、かつ、故意または重過失に基づかないものである場合…その支出した損害賠償金の額は給与以外の損金の額に算入する。
ロ その損害賠償金の対象となった行為等が、法人の業務の遂行に関連するものであるが故意または重過失に基づくものである場合、または法人の業務の遂行に関連しないものである場合…その支出した損害賠償金に相当する金額は、当該役員または使用人に対する債権とする。
なお、上記ロにおいて計上した債権につき、その役員または使用人の支払能力等からみて求償できない事情にあるため、その全部または一部に相当する金額を貸倒れとして損金経理をした場合（ロの損害賠償金相当額を債権として計上しないで損金の額に算入した場合を含みます）には認められますが、当該貸倒れ等とした金額のうち、その役員または使用人の支払能力等からみて回収が確実であると認めら

れる部分の金額については、これを当該役員または使用人に対する給与として取り扱われます。

ところで、ご質問では、被害者との間に示談が成立しておらず、損害賠償金の額が確定していないようです。この限りにおいては、内払いの金額を損金の額に算入できるか否かが問題となります。

しかし、内払損害賠償金は返還を受けることもなく、事故発生から解決まで長期化する傾向等を考慮して、人身事故の場合は示談成立による確定前であっても、内払いの損害賠償金については、支出の日の属する事業年度の損金とすることが認められています。

この場合、損金に算入した額に相当する保険金収入が見込まれる場合には、損金の額に算入した額と同額を益金の額に算入することとされています。

なお、被害者に対する見舞の果物等の費用は、見舞として相当なものであれば、通常損金の額に算入されることとなります。

2. 法人の濫費抑制のために、原則として交際費の全額が損金不算入となる。

税法上の交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人がその得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、きょう応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいいます。この交際費が税法上必要経費（損金）になるかどうかは、その支出が業務の遂行上必要であるか否かによって決まるわけで、個人の場合でも無条件に必要経費となるわけではありません。法人の場合には、たとえ業務遂行上必要な支出であっても、期末資本金が1億円超の法人は、その支出交際費等の全額が損金の額に算入されないこととされています。ただし、資本金額（資本または出資を有しない法人その他公益法人等）にあっては一定の金額（1億円以下の法人にあっては、その交際費等の額のうち年600万円を超える部分の金額およびその定額控除限度額以下の部分の10%相当額の合計額）が損金不算入とされます。

具体的な計算例を挙げると、次のようになります。

期末資本金	交際費	交際費の損金不算入額
1億2,000万円	200万円	資本金が1億円超なので、 200万円（全額）
8,000万円	700万円	700万円－600万円 ＝100万円…① 600万円×10% ＝60万円…② ①＋②＝160万円
	200万円	200万円<600万円 なので、0円…① 200万円×10% ＝20万円…② ①＋②＝20万円